軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法

対象種目

ア　車いす（同付属品）

イ　特殊寝台（同付属品）

ウ　床ずれ防止用具、体位変換器

エ　認知症老人徘徊感知機器

オ　移動用リフト（つり具を除く）

カ　自動排泄処理装置





例外給付手続きの流れ

**１　利用者の状態確認**

要介護認定調査の直近の結果が表１の例外給付の対象となる状態像（厚生労働大臣が

定める者のイに該当する基本調査の結果）であるか確認します。

⇒該当する場合、市への確認は必要ありません。

**２　医師に対する意見照会**

　　表１に該当しない場合は、表２の１～３のいずれかの状態に該当することが、医師の

　医学的な所見に基づいて判断されることを診断書等の書面や医師への聞き取りにより、

　確認します。

※**福祉用具貸与の必要性のみの記載で、表２の１～３のいずれに該当するのかが確認できない際は、書類を返却する場合がありますので、十分に事前確認をお願いします。**

**３　サービス担当者会議の開催**

　　医師の意見（医学的な所見）を参考に、対象の福祉用具貸与の必要性について検討し、

　必要と判断された場合はケアプランを作成します。

**４　高齢介護課への確認依頼**

⑴軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼書

⑵医学的な所見の確認書類（写）

⑶サービス担当者会議の記録（写）

⑷ケアプラン１表、２表（写）

※⑴～⑷の書類を高齢介護課に提出してください。担当において内容確認を行った後、結果を連絡します。

**５　定期的な見直し**

　　要介護１の利用者については月１回のモニタリングで、要支援１・２の利用者につい

ては介護予防ケアプランの評価（最長６か月）によって、必ずその必要性を見直し、結

果を記録してください。マネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」、種目変更等が

必要となれば、再度手続きを行ってください。なお、事後に行われた本市の実地調査に

によって、必要な見直し等を行っていなかった場合、保険給付の返還対象となる場合が

ありますので、注意してください。

担当：白岡市健康福祉部高齢介護課介護認定給付担当

電話：０４８０－９２－１１１１（１７２・１７８・１７９）